

小型まき網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総ト ン数	漁業を営 む者の資 格
火光利用い わしまき網	(ア) 幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。	周年	許可証に 記載され ている推 進機関の 馬力数	5 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	漁業権区 域で操業 する場合 は、漁業権 者の同意 のある者
	(イ) 幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域並びに (ア) の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。	8 月 1 日 から 9 月 30 日まで	許可証に 記載され ている推 進機関の 馬力数	5 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	漁業権区 域で操業 する場合 は、漁業権 者の同意 のある者

	(ア) 幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	(イ) 幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域並びに（ア）の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。	8月1日から9月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	(ア) 幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域を除いた区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	(イ) 幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域並びに（ア）の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。	8月1日から9月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	(ア) 幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及び藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあつては、当該漁業権者及び隣	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意

	接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。			の総トン数	のある者
	(イ) 幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業嫌悪保護区域及び藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。	8月1日から9月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	(ア) 幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	(イ) 幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業嫌悪保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合	8月1日から9月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	は、当該承諾の範囲内での操業を認める。				
しいらまき 網	【点の位置】 基点甲 大山岬突端 点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位 188 度 0 分の線（大山岬突端から磁針方位 180 度 0 分の線）との交点 【区域】 基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位 172 度 0 分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位 120 度 0 分の線に至る海域。ただし、距岸 5,000 メートル以内の海域を除く。	4 月 1 日 から 11 月 30 日まで	許可証に 記載され ている推 進機関の 馬力数	5 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	定めなし

かんぱち稚 魚まき網	室戸市室戸岬町ビシャゴ簀から真方位 154 度 0 分の線以西、宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域、定置漁業権の漁場区域及びその保護区域並びに土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点から磁針方位 182 度 0 分の線以西の海域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合 2 マイル以内の海域を除く。	6 月 1 日 から 7 月 31 日まで	許可証に 記載され ている推 進機関の 馬力数	5 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	漁業権区 域で操業 する場合 は、漁業権 者の同意 のある者
火光利用い わしあじ等 小型まき網	入野漁港内の区域のうち島堤北灯台から真方位 305 度 0 分の線及び沖防波堤西端から真方位 298 度 0 分の線により囲まれた区域	6 月 1 日 から翌年 2 月末日 まで	許可証に 記載され ている推 進機関の 馬力数	5 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	漁業権者 の同意の ある者